

就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の委託費の算定に当たり、委託事業に従事していない日数を委託事業の従事日数に含めてキャリアコンサルタントの人件費相当額を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大

1件 不当金額(支出) 730万円

1 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の概要

厚生労働本省は、就職氷河期世代の求職者及び非正規雇用労働者(以下「求職者等」)の安定的な就労の促進を図ることを目的として、就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業(以下「委託事業」)を業界団体等に委託して実施している。

委託事業は、職業訓練を受講する求職者等の募集、求職者等に対して訓練受講に係る心構えなどの意識付けを行うキャリアコンサルティング、職業訓練等の業務を実施するものである。

同本省は、企画競争を実施して、令和2年3月に、公益社団法人全日本トラック協会を契約相手方として選定して、同年6月29日に、同日から5年3月31日までを委託期間とする随意契約(委託契約に規定する委託費の限度額9億2526万円(2年度に係る分2億6896万円))を締結している。

上記の委託契約によれば、同本省は、委託契約に定められた限度額の範囲内で、委託事業の実施に要する経費を委託費として協会に交付することとされている。また、協会は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了したときは、精算報告書を同本省に提出することとされており、同本省は、協会から精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査して、適正と認めるときは、委託事業の実施に要した額と会計年度ごとに定められた委託費の限度額のいずれか低い額を委託費の額として確定することとされている。

そして、同本省が2年3月及び5月に協会等に対して発出した委託費の取扱い等に係る事務連絡等によれば、契約締結日以降に発生した経費が委託費の対象になるとされている。

同本省は、2年度の委託費について、2年9月から3年2月までの間に計2億6896万円を概算払により支払って、同年4月に提出を受けた精算報告書を審査して、同年7月に委託費の額を精算報告書の額と同額の1億7306万円と確定して、同年8月にこの額と概算払した額との差額9590万円を協会から返還させている。

2 検査の結果

協会は、同本省が協会に委託した2年度の委託事業(以下「本件委託事業」)のうち、求職者等の募集、キャリアコンサルティング等の業務を1法人に再委託しており、再委託先は、同業務に運営責任者1名、キャリアコンサルタント2名及び事務担当者2名の計5名を従事させていた。

再委託先は、キャリアコンサルタント1名について、本件委託事業に132日間従事したとして、これに係る人件費相当額396万円を協会に請求して、協会は同額を精算報告書に計上していた。しかし、当該キャリアコンサルタントが実際に本件委託事業に従事した日数は18日間にすぎず、残りの114日間については、他の事業に従事するなどして、本件委託事業に従事していなかった。

また、再委託先は、運営責任者1名及び事務担当者1名について、本件委託事業に延べ483日間従事したとして、両名に係る人件費相当額計1327万円を協会に請求して、協会は同額を精算報告書に計上していた。しかし、上記の日数には、同本省が協会との間で締結した委託契約の契約締結日である2年6月29日より前の同年4月3日から6月26日までの延べ114日間が含まれていた。

このほか、再委託先が誤って協会に請求した人件費相当額9万円が精算報告書に過大に計上されていた。

したがって、前記の5名が契約締結日以降に実際に本件委託事業に従事した日数に基づくなどして適正な委託費の額を算定すると1億6575万円となり、前記委託費の確定額1億7306万円との差額730万円が過大に支払われていて、不当と認められる。